

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 3 月 31 日現在

機関番号：34506

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720231

研究課題名（和文） 買売春からみる近代社会の形成について

研究課題名（英文） Considerations on the formation of the modern society of Japan through prostitution.

研究代表者

人見 佐知子（HITOMI、Sachiko）

甲南大学・人間科学研究所・博士研究員

研究者番号：00457029

研究成果の概要（和文）：近世～近代移行期の公娼制度の特質を、それを規定する周辺社会のあり方との関わりに配慮しながら、近代社会形成の歴史過程に公娼制度を位置づけることをめざした。具体的には、神戸・大阪・金沢の諸都市における公娼制度のあり方について、明治5年の「芸娼妓解放令」の前後でいかなる変容を遂げるか（遂げないか）を、各地域における法制度とそれに対抗する地域社会（「遊廓社会」や「遊女屋仲間」など）との相克の過程として内在的に理解することにつとめた。

研究成果の概要（英文）：This paper aims to investigate the characteristics of licensed prostitution in the eras from Early Modern times to Modern times in Japan.

Additionally this paper aims to define prostitution's historical role in the formation of modern society in regards to the relationships between the brothels and the surrounding community.

To understand the intrinsic characteristics of brothels, this paper discusses whether or not they have changed their business operating conditions, specifically in the cities of Osaka, Kobe, and Kanagawa, and how brothels were impacted in those cities after the implementation of the Emancipation of Prostitutions.

Finally, this paper describes conflicts between those who observe the law and the communities of red-light districts including those associating themselves with prostitution.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：近現代史、買売春史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の主眼は、近世・近代移行期の公娼制度の特質を解明することにある。その研究史的背景として

(1)近世史の分野で発展してきた「遊廓社会」論（遊女屋仲間や見番が、茶屋仲間や下級遊女屋を従属的に編成しつつ、地域的なヘゲモニーをにぎっていること、そのもとに、遊廓に関連する諸職人らも従属的に編成されて

いること、四宿や岡場所も新吉原と同様の疑似遊廓的な構造を有しつつ、新吉原の遊女屋仲間が江戸全体の遊廓社会の統合軸となっていること)が近代公娼制度研究には継承されていないこと(近代における「遊廓社会」の変容や再編の過程についての研究がない)、

(「遊廓社会」論として参照すべき研究は次のとおり。塚田孝「吉原—遊女をめぐる人びと」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ』東京大学出版会、1990年、のち増補のうえ同著『身分制社会と市民社会』柏書房、1992年所収)、同「十七世紀後半の遊女と売女」(『年報都市史研究』1号、1993年)、同「近世大坂の茶屋をめぐる」(『ヒストリア』145号、1994年)、同「近世大坂の傾城町と茶屋」(『歴史評論』540号、1995年)、同「新地開発と茶屋」(同著『近世の都市社会史 大坂を中心に』青木書店、1996年)、吉田伸之「新吉原と仮宅」(浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む2 歌麿』朝日新聞社、1998年)、同「旅籠屋と内藤新宿」(新宿区立新宿歴史博物館『内藤新宿—歴史と文化の新視点—』1999年)(以上二本とも同著『身分的周縁と社会=文化構造』(部落問題研究所、2003年所収)、同「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、2006年)など。)

(2)おもに女性史の分野で行われてきた近代公娼制度研究は、女性の地位やそれと密接に関わる国民国家論の範疇で議論されてきたこと、

(女性史の分野で行われてきた近代公娼制度研究として、吉見周子『売娼の社会史』(雄山閣出版、一九八四年)、早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』(青木書店、1998年)、宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』(同成社、2000年)、石原征明「公娼制と廃娼運動」、倉橋正直「近代日本の公娼制度」(以上『歴史評論』1995年4月号など、その他、法制史的な観点からの研究として、大日方純夫「日本近代国家の成立と売娼問題—東京府下の動向を中心として」(東京都立商科短期大学学術研究会『研究論叢』第39号、1989年6月、のち『日本近代国家の成立と警察』第六章、校倉書房、1992年所収)、阿部保志「明治五年井上馨の遊女『解放』建議の考察—近代公娼制への志向」(北海道教育大学史学会『史流』第36号、1996年6月がある。)

(国民国家論の視角からの研究としては、藤目ゆき『性の歴史学』(不二出版、1997年)、藤野豊『性の国家管理』(不二出版、2001年)、今西一『遊女の社会史』(有志舎、2007年)などがある。)

(3)公娼制度という個別の対象に拘泥することによって、公娼制度のそとにある社会(都市)との関係については、看過されてきたことがあること、

以上のこれまでの研究にみられた特徴を克服することが、研究開始当初の背景および問題意識である。

## 2. 研究の目的

近世・近代の公娼制度の画期を形成する法令として注目されるのは明治5年(1872)10月2日の太政官布告第295号および同9日の司法省達第22号、いわゆる「芸娼妓解放令」である。

本研究は、公娼制度のあり方が「芸娼妓解放令」をまたいでどのように変化するか(しないのか)について、法令と社会的実態との相克に注意を払いつつ、神戸、大阪、金沢の諸都市の公娼制度(遊廓、遊所、遊女等)の具体的実態を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

一次史料(古文書)の収集と翻刻、その分析にもとづいて、公娼制度の具体像を明らかにした。

収集した史料は、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵の喜楽彦三文書、東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関係文書(「娼妓解放」、「芸娼妓解放人名・全」、「娼妓解放府県往復留」、「芸娼妓貸座敷増減調」、「売淫取締書類」、「娼妓貸座敷引手茶屋三業取締会社一件」など)である。

まず、これらを翻刻し、分析を行いつつ、適宜研究会で報告し、議論を積み重ねながら考察を深めていった。

さらに、学会報告や論文のかたちにすることで研究成果として報告した。

## 4. 研究成果

(1)「芸娼妓解放令」の歴史的意味は、人身拘束を禁止し、遊女屋営業が芸娼妓稼業と遊女屋(貸座敷)営業に分離され、芸娼妓が営業主体(「自分働」)として法的に認知されたことに、最大の特徴が見いだせる(理念)。

(2)しかし、「芸娼妓解放令」後に採用されていく公娼制度に関する法は、前借金による人身拘束的な雇用関係を容認する、従来とは実体的には異なる方法が採られる(実態)。

(3) そうした理念と実態の相克あるいは共存に近代公娼制度の最大の特徴が認められる(図1および図2参照)。

(4) しかし、(1)の理念は、のちの自由廃業の理論的な前提となり、実態をも拘束していくこととなる。

(5) こうした、近代公娼制度成立の過程を「再編公娼制」と名付け、「芸娼妓解放令」の前後と、その後の公娼制度のあり方を、理念と実態の相克として説いていくための概念として提示した。

図1 近世の統制システム

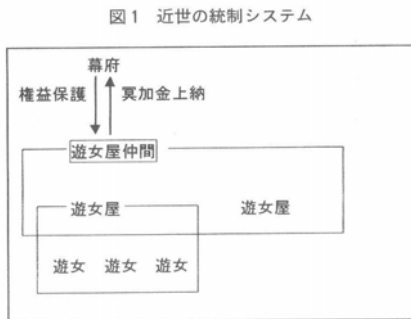
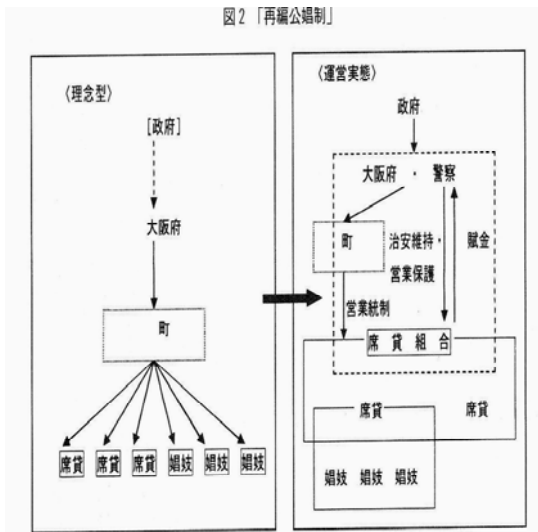


図2 「再編公娼制」概念図



(6) また、海外の買売春史研究との接合を意識し、海外での学会報告を積極的に行うとともに、議論の前提となる公娼制度に関連する

訳語(遊廓、遊女、など)についても検討した。

(7) 金沢の調査からは、これまでその存在は知られていたが、具体的にはまったく明かではなかった、幕末期に成立した湊町遊所(相生町新地)の成立と展開について明らかにし、論文として発表した。

さらに、同史料には明治期以降の相生町新地および石川県の公娼制度政策の内容を示す興味深い文書が含まれていることから、「石川県の公娼制度の近代」(仮)を検討中である。

(8) 東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放」関連史料については、現在翻刻中である。当該史料は、その内容に即して大きく三つに分けることができる。

ひとつは、「芸娼妓解放令」公布の過程を具体的に示す史料群である。注目すべきは、「芸娼妓解放令」によって、実際に少なくない数の芸娼妓「解放」の事例がみられることである。これによって、「芸娼妓解放令」は単なる「理念」にとどまらず、法的効力を有していた可能性があり、それが明らかになれば、〈近代公娼制度〉成立過程における「芸娼妓解放令」の歴史的意義の大きく見直しを迫ることとなる。

次に、「芸娼妓解放令」後の「遊廓社会」の動揺と再編の過程を示す史料群である。これは、「解放令」の衝撃によって、新吉原の地域ヘゲモニーのあり方を大きく揺るがし、新吉原と四宿、新吉原内部の遊女屋と茶屋の対立、大見世と小見世の対立を引き起こした。こうした史料から、近世に成熟をみた「遊廓社会」が「芸娼妓解放令」をうけて、どのような対応をせまられたか、「遊廓社会」変容の具体的様相を明らかにすることができると思う。

最後に、第二の点ともかかわるが、「遊廓社会」の変容に大きく関わるのが、身分的統治行政の解体のため設置された「戸長」の役割を示す史料群である。地方行政組織の末端である「戸長」が、近世・近代移行期の「遊廓社会」においていかなる役割を果たしたかを明らかにすることは、公娼制度研究のみならず、当該期の行政・政策のあり方を検討するうえでも重要な論点を提示できると考える。

この史料の分析は、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 人見佐知子、書評 小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度—民衆史と国際関係史の視点から—』、日本史研究、査読有、581号、pp79-88、2011
- ② 人見佐知子、北陸・港町遊所の形成—加賀藩相生町新地を事例に—、年報都市史研究、査読有、17、pp24-38、2010
- ③ 人見佐知子、廃芸妓論—明治初年の買売春観の諸相、女性史学、査読有、19、pp91-108、2009

[学会発表] (計 3 件)

- ① Sachiko,HITOMI, A study on the origins of the term 売春, the 4<sup>th</sup> workshop on the Encounters of Young Scholars on Asian Studies, Hong Kong,2011.1.5~9
- ② 人見佐知子、公娼制度の歴史的特質から遊廓の訳語を考える、ジェンダー史学会、お茶の水女子大学、2010.12.10
- ③ Sachiko,HITOMI, *Tabood regions* ,The 5<sup>th</sup> Annual Conference: the Asian Studies Association of Hong Kong,2010.11.8~9

[図書] (計 1 件)

- ① 人見佐知子、他、明石書店、権力と身体 (ジェンダー史叢書 1)、pp211-236、2011

6. 研究組織

(1)研究代表者

人見 佐知子 (HITOMI,Sachiko)

甲南大学・人間科学研究所・博士研究員

研究者番号：00457029

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし